

### 別紙 3

行政手続法が適用される（法令に根拠がある）処分基準（不利益処分の基準）は次のとおりです。

個票番号	処 分 名	根拠法令名	根拠条項	処分基準	所管部署	備 考
401	地縁による団体の認可の取消し	地方自治法（昭和22年法律第67号）	第260条の2第14項	×ア	町民課自治振興係	
402	被保険者証の返還命令	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）	第9条第3項	×ア	町民課保険医療係	
403	一部負担金不払いによる徴収	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）	第42条第2項	×ア	町民課保険医療係	
404	故意の場合の給付制限	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）	第60条	×ア	町民課保険医療係	
405	闘争・泥酔等の場合の給付制限	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）	第61条	×ア	町民課保険医療係	
406	療養に関する指示に従わない場合の給付制限	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）	第62条	×ア	町民課保険医療係	
407	強制診断等拒否の場合の給付制限	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）	第63条	×ウ	町民課保険医療係	
408	保険料滞納の場合の保険給付の一時差止め	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）	第63条の2第1項から第3項	×ア	町民課保険医療係	
409	被保険者に対する不正利得の徴収	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）	第65条第1項	×ア	町民課保険医療係	
410	保険医等に対する連帯納付命令	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）	第65条第2項	×ア	町民課保険医療係	
411	保険医療機関の費用返納命令等	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）	第65条第3項	×ア	町民課保険医療係	
412	後期高齢者医療保険料の徴収	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）	第104条	○	町民課保険医療係	

※「処分基準」欄の記載内容は、次のとおりです。

- ①「○」 処分基準を設定している。
  - ②「×」 処分基準を設定していない。
- ア：処分基準が法令の定め尽くされているもの  
 イ：処分の実績が無い又は将来的に見込みの無いもの  
 ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの